

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

児童福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業(保育料)
調整の方針	保育料については、美山町の例による。ただし、同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合の第2子及び第3子以降については高富町の例による。 なお、新市の保育料は、国の徴収金基準額を参考に段階的に改定を図るものとする。 延長保育料は、高富町の例による。		

高富町	伊自良村	美山町	備考																																																																																																																																							
<p>保育料徴収基準額表 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定 義</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">8,500</td> <td style="text-align: center;">6,500</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td style="text-align: center;">64,000円未満</td> <td style="text-align: center;">14,500</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>64,000円以上160,000円未満</td> <td style="text-align: center;">28,000</td> <td style="text-align: center;">17,500</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td>160,000円以上408,000円未満</td> <td style="text-align: center;">37,000</td> <td style="text-align: center;">20,000</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>408,000円以上</td> <td style="text-align: center;">44,000</td> <td style="text-align: center;">22,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">この表の3歳未満児とは、保育の実施がとられた日の属する年度の4月1日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。</p>	各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000	2,000	第3階層	市町村民税非課税世帯	8,500	6,500	第4階層	市町村民税課税世帯	64,000円未満	14,500	第5階層	64,000円以上160,000円未満	28,000	17,500	第6階層	160,000円以上408,000円未満	37,000	20,000	第7階層	408,000円以上	44,000	22,000	<p>保育料基準額表 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2">保育料(月額)</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定 義</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>第1階層を除き前年度分の村民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>前年度分村民税課税世帯(均等割、所得割のある世帯)</td> <td style="text-align: center;">8,500</td> <td style="text-align: center;">5,500</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>80,000円未満</td> <td style="text-align: center;">13,500</td> <td style="text-align: center;">11,500</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>第1、第2階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td style="text-align: center;">80,000円以上200,000円未満</td> <td style="text-align: center;">26,500</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td>200,000円以上510,000円未満</td> <td style="text-align: center;">35,500</td> <td style="text-align: center;">18,000</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>510,000円以上</td> <td style="text-align: center;">40,000</td> <td style="text-align: center;">19,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">この表の3歳未満児とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合には、次の月の初日より3歳児とする。</p>	各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	第2階層	第1階層を除き前年度分の村民税非課税世帯	2,000	1,500	第3階層	前年度分村民税課税世帯(均等割、所得割のある世帯)	8,500	5,500	第4階層	80,000円未満	13,500	11,500	第5階層	第1、第2階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	80,000円以上200,000円未満	26,500	第6階層	200,000円以上510,000円未満	35,500	18,000	第7階層	510,000円以上	40,000	19,000	<p>保育料徴収基準額表 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定 義</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td style="text-align: center;">1,300</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">7,000</td> <td style="text-align: center;">5,000</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td style="text-align: center;">64,000円未満</td> <td style="text-align: center;">13,500</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td style="text-align: center;">64,000円以上160,000円未満</td> <td style="text-align: center;">20,000</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td>160,000円以上408,000円未満</td> <td style="text-align: center;">22,000</td> <td style="text-align: center;">17,000</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>408,000円以上</td> <td style="text-align: center;">25,000</td> <td style="text-align: center;">18,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">この表の3歳未満児とは、保育の実施がとられた日の属する年度の4月1日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。</p>	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1,300	1,000	第3階層	市町村民税非課税世帯	7,000	5,000	第4階層	市町村民税課税世帯	64,000円未満	13,500	第5階層	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円以上160,000円未満	20,000	第6階層	160,000円以上408,000円未満	22,000	17,000	第7階層	408,000円以上	25,000	18,000	<p>国徴収金基準額 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td style="text-align: center;">9,000</td> <td style="text-align: center;">6,000</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td style="text-align: center;">19,500</td> <td style="text-align: center;">16,500</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td style="text-align: center;">30,000</td> <td style="text-align: center;">27,000</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td style="text-align: center;">44,500</td> <td style="text-align: center;">41,500</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td style="text-align: center;">61,000</td> <td style="text-align: center;">58,000</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td style="text-align: center;">80,000</td> <td style="text-align: center;">77,000</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分			階層区分	3歳未満児	3歳以上児	第1階層	0	0	第2階層	9,000	6,000	第3階層	19,500	16,500	第4階層	30,000	27,000	第5階層	44,500	41,500	第6階層	61,000	58,000	第7階層	80,000	77,000
各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)																																																																																																																																								
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																																							
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0																																																																																																																																							
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000	2,000																																																																																																																																							
第3階層	市町村民税非課税世帯	8,500	6,500																																																																																																																																							
第4階層	市町村民税課税世帯	64,000円未満	14,500																																																																																																																																							
第5階層	64,000円以上160,000円未満	28,000	17,500																																																																																																																																							
第6階層	160,000円以上408,000円未満	37,000	20,000																																																																																																																																							
第7階層	408,000円以上	44,000	22,000																																																																																																																																							
各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)																																																																																																																																								
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																																							
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0																																																																																																																																							
第2階層	第1階層を除き前年度分の村民税非課税世帯	2,000	1,500																																																																																																																																							
第3階層	前年度分村民税課税世帯(均等割、所得割のある世帯)	8,500	5,500																																																																																																																																							
第4階層	80,000円未満	13,500	11,500																																																																																																																																							
第5階層	第1、第2階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	80,000円以上200,000円未満	26,500																																																																																																																																							
第6階層	200,000円以上510,000円未満	35,500	18,000																																																																																																																																							
第7階層	510,000円以上	40,000	19,000																																																																																																																																							
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)																																																																																																																																								
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																																							
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0																																																																																																																																							
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1,300	1,000																																																																																																																																							
第3階層	市町村民税非課税世帯	7,000	5,000																																																																																																																																							
第4階層	市町村民税課税世帯	64,000円未満	13,500																																																																																																																																							
第5階層	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円以上160,000円未満	20,000																																																																																																																																							
第6階層	160,000円以上408,000円未満	22,000	17,000																																																																																																																																							
第7階層	408,000円以上	25,000	18,000																																																																																																																																							
各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分																																																																																																																																										
階層区分	3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																																								
第1階層	0	0																																																																																																																																								
第2階層	9,000	6,000																																																																																																																																								
第3階層	19,500	16,500																																																																																																																																								
第4階層	30,000	27,000																																																																																																																																								
第5階層	44,500	41,500																																																																																																																																								
第6階層	61,000	58,000																																																																																																																																								
第7階層	80,000	77,000																																																																																																																																								

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

児童福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業(保育料)																															
調整の方針																																		
項目	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町																															
	<p>第2～第7階層における同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合は第1子は全額、第2子は半額、第3子からは10分の1を徴収する。又3歳未満児が年度の途中で3歳に達した場合は、その年度中に限り3歳未満児の保育料を適用する。(10円未満の端数は切り捨てる。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象児童</th> <th>保 育 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 子</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>第 2 子</td> <td>半 額</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>10分の1</td> </tr> </tbody> </table>	対象児童	保 育 料	第 1 子	全 額	第 2 子	半 額	第3子以降	10分の1	<p>第2～第7階層における同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、次表第3欄により計算して得た額をその児童の保育料の額とし、算出された額に10円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2～第7階層に属する世帯</td> <td>ア 最も保育料が低い児童(同額児童が2人以上の場合はそのうちの1人とする)</td> <td>基準額表に定める額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ ア以外の児童のうち、最も保育料が低い児童(同額児童が2人以上の場合はそのうちの1人とする)</td> <td>基準額表に定める額 × 0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ 上記以外の児童</td> <td>基準額表に定める額 × 0.1</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	第2～第7階層に属する世帯	ア 最も保育料が低い児童(同額児童が2人以上の場合はそのうちの1人とする)	基準額表に定める額		イ ア以外の児童のうち、最も保育料が低い児童(同額児童が2人以上の場合はそのうちの1人とする)	基準額表に定める額 × 0.5		ウ 上記以外の児童	基準額表に定める額 × 0.1	<p>第2～第7階層における同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。ただし、第3子以降については、全額徴収しないものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2～4階層に属する世帯</td> <td>最も徴収金の額が低い児童(最も徴収金の額の低い児童が2人以上の場合は、その内の1人とする)以外の児童</td> <td rowspan="2">徴収基準額表の徴収金の2分の1の額 (注)10円未満の端数は切り捨てる。</td> </tr> <tr> <td>5～7階層に属する世帯</td> <td>最も徴収金の額が高い児童(最も徴収金の額の高い児童が2人以上の場合は、その内の1人とする)以外の児童</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第3子以降</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	2～4階層に属する世帯	最も徴収金の額が低い児童(最も徴収金の額の低い児童が2人以上の場合は、その内の1人とする)以外の児童	徴収基準額表の徴収金の2分の1の額 (注)10円未満の端数は切り捨てる。	5～7階層に属する世帯	最も徴収金の額が高い児童(最も徴収金の額の高い児童が2人以上の場合は、その内の1人とする)以外の児童	第3子以降		無料
対象児童	保 育 料																																	
第 1 子	全 額																																	
第 2 子	半 額																																	
第3子以降	10分の1																																	
第1欄	第2欄	第3欄																																
第2～第7階層に属する世帯	ア 最も保育料が低い児童(同額児童が2人以上の場合はそのうちの1人とする)	基準額表に定める額																																
	イ ア以外の児童のうち、最も保育料が低い児童(同額児童が2人以上の場合はそのうちの1人とする)	基準額表に定める額 × 0.5																																
	ウ 上記以外の児童	基準額表に定める額 × 0.1																																
第1欄	第2欄	第3欄																																
2～4階層に属する世帯	最も徴収金の額が低い児童(最も徴収金の額の低い児童が2人以上の場合は、その内の1人とする)以外の児童	徴収基準額表の徴収金の2分の1の額 (注)10円未満の端数は切り捨てる。																																
5～7階層に属する世帯	最も徴収金の額が高い児童(最も徴収金の額の高い児童が2人以上の場合は、その内の1人とする)以外の児童																																	
第3子以降		無料																																
	<p>児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。</p> <p>母子世帯等 在宅障害児(者)のいる世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td style="text-align: center;">7,500</td> <td style="text-align: center;">5,500</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	徴収金基準額		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第2階層	0 円	0 円	第3階層	7,500	5,500	<p>児童の属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、申請に基づき、当該階層の徴収金の額を0円とする。</p> <p>母子世帯等 在宅障害児(者)のいる世帯 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	徴収金基準額		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第2階層	0 円	0 円	<p>児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。</p> <p>母子世帯等 在宅障害児(者)のいる世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td style="text-align: center;">6,000</td> <td style="text-align: center;">4,000</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	徴収金基準額		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第2階層	0 円	0 円	第3階層	6,000	4,000	
階層区分	徴収金基準額																																	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																
第2階層	0 円	0 円																																
第3階層	7,500	5,500																																
階層区分	徴収金基準額																																	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																
第2階層	0 円	0 円																																
階層区分	徴収金基準額																																	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																
第2階層	0 円	0 円																																
第3階層	6,000	4,000																																

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

児童福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(保育料)										
調整の方針															
高 富 町		伊 自 良 村			美 山 町										
【延長保育料】		【延長保育料】			【延長保育料】										
保育所名	区分	延長時間	延長保育料		保育所名	区分	延長時間	延長保育料							
高富保育所	平日	午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後7時00分	1時間につき 1人あたり50円 利用時間の 算定にあたり、 30分を超えた 場合は1時間と みなす。		伊自良村 保育所	平日	午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後7時00分	午前7時30分から 午前8時まで若しくは 午後5時から午後6時までは、1人 あたり月額50円とし、午後6時を超える 場合はさらに50円加算							
	土曜日	午前7時30分～午前8時30分 正午～午後12時30分				土曜日	午前7時30分～午前8時30分								
中部保育所	平日	午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後7時00分			午後7時45分～午前8時30分 午前8時30分～午後5時00分 午後6時までは、1人あたり日額50円とし、午後6時を超える場合はさらに50円加算		葛原保育所		平日	午前7時45分～午前8時30分 午後4時30分～午後5時00分	午後5時を超える場合、1人あたり月額1,000円				
	土曜日	午前7時30分～午前8時30分 正午～午後12時30分							土曜日	午前7時45分～午前8時30分 正午～午後12時30分					
梅原保育所	平日	午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時00分					午後7時45分～午前8時30分 午前8時30分～午後5時00分 午後6時までは、1人あたり日額50円とし、午後6時を超える場合はさらに50円加算		中央保育所	平日		午前7時45分～午前8時30分 午後4時30分～午後5時00分	午後5時を超える場合、1人あたり月額1,000円		
	土曜日	午前7時30分～午前8時30分 正午～午後12時30分								土曜日		午前7時45分～午前8時30分 正午～午後12時30分			
桜尾保育所	平日	午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時00分	午後7時45分～午前8時30分 午前8時30分～午後5時00分 午後6時までは、1人あたり日額50円とし、午後6時を超える場合はさらに50円加算						乾 保育所	平日		午前7時45分～午前8時30分 午後4時30分～午後5時00分		午後5時を超える場合、1人あたり月額1,000円	
	土曜日	午前7時30分～午前8時30分 正午～午後12時30分								土曜日		午前7時45分～午前8時30分 正午～午後12時30分			
大桑保育所	平日	午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時00分			午後7時45分～午前8時30分 午前8時30分～午後5時00分 午後6時までは、1人あたり日額50円とし、午後6時を超える場合はさらに50円加算				富永保育所	平日	午前7時45分～午前8時30分 午後4時30分～午後5時00分	午後5時を超える場合、1人あたり月額1,000円			
	土曜日	午前7時30分～午前8時30分 正午～午後12時30分								土曜日	午前7時45分～午前8時30分 正午～午後12時30分				
									西武芸保育所	平日	午前7時45分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時00分		午後5時を超える場合、1人あたり月額1,000円		
										土曜日	午前7時45分～午前8時30分 正午～午後12時30分				